



← QRコードからこのPDFをダウンロードすることができます。
QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

工事の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料であり、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

工事名	上越地方合同庁舎（R8）防水改修工事（電子入札対象案件） （電子契約対象案件）	
工事種別	建築工事	
競争参加資格	等級（ランク）	建築工事D等級又はC等級の認定を受けていること。
	本店、支店又は営業所の所在地	建設業の許可を受けた者で、新潟県、富山県又は石川県内に「建築工事業」を有する本店、支店又は営業所のいずれかがあること。
	企業の施工実績等	入札公告 2. 競争参加資格による
工事場所	次頁による	
工事内容	次頁による	
工期	契約締結日の翌日から令和8年12月18日（金）まで	
入札契約方式	一般競争入札（標準型）	
落札方式	施工体制確認型総合評価落札方式（施工能力評価型II型）企業能力評価型	
公告日	令和8年5月21日（木）	
申請書及び資料受付期間	令和8年6月2日（火）から令和8年6月3日（水）までの9時00分から17時00分まで及び 令和8年6月4日（木）の9時00分から13時00分まで	
入札書提出期限	令和8年6月29日（月） 13時00分	
開札日	令和8年7月2日（木） 10時00分	

【重要】

直轄工事における工事費内訳書への労務費等の記載について、ご注意ください。

https://www.hrr.mlit.go.jp/keiyaku/R8_4_koujijihiutiwakesyo.pdf



「上越地方合同庁舎（R8）防水改修工事」の概要（参考）

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料であり、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、図面及び現場説明書等をご覧ください。

I. 工事の概要

本工事は、上越地方合同庁舎（新潟県上越市春日野1-5-22）において、防水改修等を行う工事です。

（1）主な工事内容

1. 建物

1) 庁舎	鉄筋コンクリート造 地上4階建（塔屋1階）	改修一式
	建築面積 704.19㎡	
	延べ面積 2,350.17㎡	

2. 設備

1) 機械設備		改設一式
---------	--	------

3. 造園

1) 樹木		伐採・抜根一式
-------	--	---------

4. その他

1) 歩道の切り下げ		改修一式
------------	--	------

（2）施工条件明示

1. 週休2日を前提に工期を設定しています。また、工事期間中も入居官署は本施設を使用しています。原則、閉庁日は施工しないこととしていますが、影響を与える室内作業および騒音振動発生作業は閉庁日に行っていただきます。なお、その場合は、受発注者間の協議により、現場閉所を開庁日に変更できます。
2. 仮設、作業範囲等を明示しています。
3. 概略工程表（案）を添付しています。

その他詳細については、入札公告に添付する図面、現場説明書をご覧ください。

II. 本工事における主な取組

(1) 施工条件等の変更にかかる円滑な協議

- 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない状態が生じた場合などにおいて、必要と認められるときは、設計変更の対象とします。

<https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001347702.pdf>



(2) 工事関係図書の簡素化

- 受発注者相互の業務の効率化と工事目的物の品質向上を目的とし、「工事関係図書等の簡素化」を行う工事です。

https://www.hrr.mlit.go.jp/eizen/002_koujikanren/SPCD_oct_2024.pdf



(3) 主任技術者又は監理技術者及び現場代理人の扱いについて

- 請負契約締結日の翌日から、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）、工場製作のみが行われる期間、検査終了後の期間等においては、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限り、主任技術者又は監理技術者の専任が不要です。
- これらの期間において、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認める場合は、工事現場における現場代理人の常駐は不要です。
- 専任を要しない場合は、主任技術者又は監理技術者は他で契約されている工事等（専任を要しないものに限る）と兼務することが可能です。

(4) 入札時積算数量書活用方式の適用

- 入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関して確認及び協議を行うことができる「入札時積算数量書活用方式」を適用しています。

その他詳細については、入札公告に添付する図面、現場説明書をご覧ください。

